

○山口県警察における署長記章等及び幹部交番所長記章の取扱いに関する要領
平成18年3月23日
山口警務第266号

(趣旨)

第1条 この要領は、山口県警察の警察官の服制及び被服の支給等に関する訓令(平成7年山口県警察本部訓令第6号)第31条第1項及び第2項に規定する署長記章及び副署長(次長)記章(以下「署長記章等」という。)並びに幹部交番所長記章の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(形状及び制式)

第2条 署長記章等の形状及び制式は、別表第1のとおりとする。

2 幹部交番所長記章の形状及び制式は、別表第2のとおりとする。

(署長記章等の貸与等)

第3条 警察本部長(以下「本部長」という。)は、警察署長の職にある警察官に署長記章を貸与する。

2 本部長は、副署長又は次長(警察署の次長に限る。以下同じ。)の職にある警察官に副署長(次長)記章を貸与する。ただし、本部長が必要と認めるときは、警察署長をして副署長(次長)記章を貸与させるものとする。

3 警察署長は、人事異動その他の理由により、その職を離れるときは、署長記章を警務部会計課長を経由して本部長に返納するものとする。

4 副署長又は次長は、人事異動その他の理由により、その職を離れるときは、副署長(次長)記章を警察署長に返納するものとする。

(幹部交番所長記章の貸与等)

第4条 本部長は、幹部交番所長の職にある警察官に幹部交番所長記章を貸与する。ただし、本部長が必要と認めるときは、警察署長をして幹部交番所長記章を貸与させるものとする。

2 幹部交番所長は、人事異動その他の理由により、その職を離れるときは、幹部交番所長記章を警察署長に返納するものとする。

(着装)

第5条 署長記章等及び幹部交番所長記章は、別表第3に定める位置に着装するものとする。ただし、幹部交番所長記章にあっては、職務上支障があるときは、これを着装しないことができる。

(譲渡等の禁止)

第6条 署長記章等又は幹部交番所長記章を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(紛失等の場合における措置)

第7条 警察署長及び副署長又は次長は、署長記章等を紛失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を警務部会計課長を経由して本部長に報告しなければならない。

2 幹部交番所長は、幹部交番所長記章を紛失し、又は損傷したときは、直ち

にその旨を警察署長及び警務部会計課長を経由して本部長に報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。